

株主各位

証券コード 3358
2025年12月4日

福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山552番8
ワイエスフード株式会社
代表取締役社長 高田十光

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ys-food.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会情報」「招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ワイエスフード」又は「コード」に当社証券コード「3358」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区堺町1丁目6-13
パークサイドビル 9階 大会議室

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 吸收分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社は「九州筑豊ラーメン山小屋」ブランドを中心にラーメン業態を展開してまいりましたが、今後の中長期方針として「多様なジャンルを取り込む総合飲食プラットフォームへの進化」を掲げ、2025年6月に新経営体制をスタートして以降、「焼肉やっぱ。」（東京都内3店舗）、「ROTISSERIE★BLUE」（東京都恵比寿、南仏料理）、「焼肉 BEEFMAN 横浜」といった多様なブランドをグループに迎え入れてきました。

今後も積極的にM&Aを推進する中で、一層複雑化する事業運営を最適に遂行する経営体制として、当社は持株会社体制へ移行することとし、以下の実現を目指してまいります。

- ・多ブランドの自律性を保ちながら、グループ全体の経営戦略の立案とガバナンスの強化
- ・調達・物流・製造（自社本社工場のセントラルキッチン化／OEM受託等）の事業横断での再構築
- ・国内外でのM&Aのさらなる加速

上記の目的のため、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）、当社の100%子会社であるワイエスフード株式会社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）として、吸収分割契約に規定する当社の外食事業、外販事業及び温浴施設運営受託事業に係る権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を実施することとし、2025年11月4日付で、承継会社との間で吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。本吸収分割の効力発生日は2026年1月1日であります。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割の効力発生日は2026年1月1日を予定しており、第2号議案「定款一部変更の件」のご承認を条件に、同日付で当社は「Trailhead Global Holdings株式会社」に商号を変更する予定であります。

## 2. 吸収分割契約の内容

### 吸收分割契約書（写）

ワイエスフード株式会社（第1条第2項第(1)号に定義、以下「分割会社」という。）とワイエスフード株式会社（同項第(2)号に定義、以下「承継会社」という。）は、分割会社の事業の一部を承継会社が承継する吸収分割を行うことについて、以下のとおり合意する。

#### 第1条（吸収分割）

- 分割会社及び承継会社は、分割会社の外食事業、外販事業及び温浴施設運営受託事業（以下、合わせて「本事業」という。）を承継会社に承継させるため、本契約に従い吸収分割（以下「本分割」という。）を行う。
- 本分割を行う吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店所在地は、以下のとおりである。

##### （1）吸収分割会社

商号：ワイエスフード株式会社

本店所在地：福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山552番8

##### （2）吸収分割承継会社

商号：ワイエスフード株式会社

本店所在地：福岡県田川郡香春町大字鏡山567番

#### 第2条（承継する資産、負債その他の権利義務）

- 承継会社は、効力発生日において、分割会社から、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債その他の権利義務を承継する。なお、資産及び負債の評価については、2025年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。
- 分割会社から承継会社に対する債務の承継については、免責的債務引受けの方法による。

#### 第3条（本分割の対価）

承継会社は、本分割に際して、分割会社に対し、株式その他の財産を含め一切の対価を交付しない。

#### 第4条（増加すべき承継会社の資本金等）

本分割により承継会社の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

#### 第5条（従業員の待遇）

承継会社は、本事業に従事する分割会社の従業員（臨時雇用者・パートタイマーを含む。）について、分割会社との間の労働契約上の地位を承継する。なお、承継の対象となるのは、効力発生日において在籍している者に限る。

#### 第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は2026年1月1日とする。ただし、本分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、承継会社及び分割会社が協議の上、これを変更することができる。

## 第7条（その他）

### 1. 分割承認株主総会及び取締役会

(1) 分割会社は、本件効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続きを行うものとする。

(2) 承継会社は、本件効力発生日の前日までに、取締役会を開催し、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する決議を行うものとする。

(3) 本分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、分割会社及び承継会社が協議の上、前二号の日程を変更することができる。

### 2. 善管注意義務

承継会社及び分割会社は、本契約締結後、効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ承継会社及び分割会社の間で協議の上、これを行う。

### 3. 競業避止義務

分割会社は、承継会社に対して、本事業及びこれに類する事業に関する競業避止義務を負わない。

### 4. 分割条件の変更及び解除

本契約締結後、効力発生日までの間において、分割会社若しくは承継会社の財産状態若しくは経営状態に重要な変動を生じた場合、又は本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となつた場合、承継会社及び分割会社が協議の上、本分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

### 5. 本契約の効力

本契約は、分割会社の株主総会又は承継会社の取締役会の承認を得られなかつた場合、その効力を失う。

### 6. 規定外事項

本契約に定めるものその他、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従つて分割会社及び承継会社が協議の上、これを決定する。

以上を証するため、本書1通を作成し、各当事者が署名又は記名捺印の上、承継会社が原本を保管し、分割会社は写しを保管する。

2025年11月4日

福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山552番8

ワイエスフード株式会社

分割会社 代表取締役 高田 十光 \_\_\_\_\_ 印

福岡県田川郡香春町大字鏡山567番

ワイエスフード株式会社

承継会社 代表取締役 高田 十光 \_\_\_\_\_ 印

別紙

承継権利義務明細表

承継会社は分割会社から、以下の資産、負債その他の権利義務を承継する。

1. 承継する資産

本事業に係る分割会社が有する以下の資産

①流動資産

現金、売掛金、半製品、原材料、前払費用、仮払金、その他の流動資産

②固定資産

有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産および敷金・保証金等の投資その他の資産

2. 承継する負債

本事業に係る以下の負債

①流動負債

買掛金、未払金、未払消費税等、仮受金、その他の流動負債

②固定負債

長期預り保証金、退職給付債務、長期預り敷金、長期未払金、その他固定負債

3. 承継する契約

本事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

以上

### 3. 会社法施行規則第183条各号に掲げられた事項の内容の概要

#### (1) 分割対価の相当性に関する事項

当社は、承継会社の発行済株式のすべてを所有しているため、承継会社から金銭等を当社へ交付する必要性は認められませんので、本吸収分割により株式その他の対価は定めないこととしたものであり、係る定めをしないことは相当であると判断しております。また、本吸収分割により承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

#### (2) 承継会社の設立の日における貸借対照表の内容

承継会社は、2025年10月22日に設立した会社であるため、確定した最終年度はありません。同社の設立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

| 科目     | 金額       | 科目       | 金額       |
|--------|----------|----------|----------|
| 現金及び預金 | 50,000千円 | 資本金      | 50,000千円 |
| 資産合計   | 50,000千円 | 負債・純資産合計 | 50,000千円 |

#### (3) 承継会社の設立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

#### (4) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

##### i. 取得による企業結合

当社は、2025年7月24日の取締役会において、株式会社Yappa（以下「Yappa社」といいます。）の全株式を取得し、完全子会社化することについて決議し、2025年7月31日付で当該全株式の取得が完了しております。

##### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社Yappa  
事業の内容：飲食店の経営

##### ②企業結合を行った主な理由

当社は2023年に東京本部を開設し、関東圏での出店加速および海外事業との連携強化を進めておりますが、本件子会社化により、都市部におけるDX化されたモデル店舗の導入と運営ノウハウの獲得、そして人材・仕入・ITインフラなどの共通化によるオペレーションシナジーの早期創出が可能となります。

当社は「九州筑豊ラーメン山小屋」ブランドを中心に、とんこつラーメン業態を展開しておりますが、創業当初より「ホルモン焼肉+ラーメン」の複合型店舗も展開しており、Yappa社の焼肉業態とはメニュー構成や客層の観点で高い親和性があります。

今回の完全子会社化は、当社が掲げる「多様なジャンルを取り込む総合飲食プラットフォームへの進化」という中長期方針に則ったものであり、業態の拡張と同時に、DX化を通じた業務オペレーション高度化の取り組みにも資するものです。

## ii. 連結子会社による事業譲受

当社は、2025年8月29日の取締役会において、株式会社JYU-KENが運営する焼肉 BEEFMAN 横浜（以下、「BEEFMAN横浜」といいます。）事業について、当社子会社であるYappa社を通じて譲り受けることを決議し、また事業譲受を完了いたしました。

### ①事業譲受の概要

事業譲受会社の名称：株式会社 JYU-KEN  
事業の内容 : 飲食店の経営

### ②事業譲受を行った主な理由

BEEFMAN横浜は、兵庫県西脇市の名門・川岸牧場の神戸牛・但馬牛を仕入れ、希少部位まで余すことなく提供する高級焼肉ブランドです。

焼肉店の中でも数少ない、生食用肉の提供に対応する専用調理場を完備し、徹底した衛生管理により安心を実現しています。客室には完全個室を備え、安らぎのある空間にて他店では味わえない特別な食体験を提供すると共に、神戸牛の旨味を活かしたチョップドサラダはデリバリー需要も獲得しています。高い顧客満足を通じて、幅広い顧客層からの支持を得ており、野球・バスケットボール等の地元著名アスリートの来店が多い点も特徴となっています。今後は、当社独自の神戸牛を前面に打ち出したブランドへと進化させ、既存の「焼肉やっぱ。」とはポートフォリオを明確に分けて展開してまいります。

## iii. 連結子会社による事業譲受

当社は、令和7年8月27日の取締役会において、株式会社アジアンティブルが運営するROTISSERIE★BLUE（以下、「ロティサリーブル」といいます。）事業について、当社子会社である株式会社Yappa（以下、「Yappa社」といいます。）を通じて譲り受けることを決議いたしました。

### ①事業譲受の概要

事業譲受会社の名称：株式会社アジアンティブル  
事業の内容 : 飲食店の経営、食料品の販売、中華総菜の製造、販売

### ②事業譲受を行った主な理由

ロティサリーブルは、南仏をはじめとしたフランス各地の郷土料理を提供するカジュアルフレンチレストランで、国産雛鳥を専用ロティサリーマシンで丁寧に焼き上げる名物「ロティサリーチキン」を中心に、高い料理クオリティを実現しています。また、恵比寿ガーデンプレイスタワー39階に位置し、圧倒的なパノラマの眺望と開放感あふれる空間を提供しており、アフタヌーンティーの利用においても高い顧客満足とリピーターの確保に成功しています。今回の事業譲受をはじめ、当社は今後も事業ポートフォリオ（業態・ブランド・商圈・顧客層）の多様化・強化を推進し、企業価値の飛躍的な向上を目指してまいります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2026年1月1日（予定）をもって持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、現行定款第1条に定める当社の商号を「Trailhead Global Holdings株式会社」に変更するとともに、現行定款第2条に定める目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、本定款変更につきましては、2025年12月19日開催予定の本臨時株主総会で本定款変更に係る議案の承認が得られること及び本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（2026年1月1日予定）に効力が発生するものとし、また、併せてその旨の附則を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条（商号）<br>当会社は、 <u>ワイエスフード株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Y.S. FOOD CO., LTD.</u> と表示する。                                                                                                                                                                         | 第1条（商号）<br>当会社は、 <u>Trailhead Global Holdings</u> 株式会社と称し、英文では、 <u>Trailhead Global Holdings, Inc.</u> と表示する。                                                                                                                                                                                                                            |
| 第2条（目的）<br>当会社は、 <u>次の事業を営むこと</u> を目的とする。<br><br><u>(1) 飲食店の経営</u><br><u>(2) 麺類・ソース・惣菜類の製造および販売</u><br><u>(3) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務</u><br><u>(4) 廉房用機器のリース業</u><br><u>(5) 廉房用機器のメンテナンス工事業</u><br><u>(6) 経営コンサルタント業</u><br><u>(7) 労働者派遣事業</u> | 第2条（目的）<br>当会社は、 <u>次の各号に掲げる事業を営むこと</u> 並びに持株会社として、 <u>次の各号に掲げる事業その他各種事業を行う会社（外国会社を含む。）の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動の支配、経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務を行うことを目的とする。</u><br><u>1 飲食店の経営</u><br><u>2 食品の製造、加工及び販売</u><br><u>3 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務</u><br><u>4 廉房機器・用品の設計、施工、販売、リース業</u><br><u>5 廉房用機器のメンテナンス工事業</u><br><u>（（6）、（7）は削除）</u> |

| 現 行 定 款                                          | 変 更 案                                         |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| (8) 不動産の売買・賃貸・斡旋・仲介及び管理運営                        | ( (8) 、 (9) は項番を12、13に変更)                     |
| (9) 店舗リース・店舗企画・店舗設計並びに店舗施工                       | ( (10) ～ (15) は削除)                            |
| (10) 株式への投資及び運用                                  |                                               |
| (11) 金融業                                         |                                               |
| (12) 保険の代理店業                                     |                                               |
| (13) 遊技場の経営                                      |                                               |
| (14) 学習塾の経営                                      |                                               |
| (15) 通信機器・電子部品の輸出入貿易並びに国内販売                      |                                               |
| (16) 酒類販売                                        | ( (16) は項番を10に変更)                             |
| (17) 廉房用機器の設計、施工、販売                              | ( (17) 、 (18) は4に統合し削除)                       |
| (18) 廉房用品の販売                                     | 6 食料品、加工食品の卸売及び小売業並びに輸出入業                     |
| (19) 食料品、加工食品の卸売および小売業ならびに輸出入業                   | ( (20) ～ (28) は削除)                            |
| (20) 衣料品、雑貨類の販売ならびに輸出入業                          |                                               |
| (21) 一般写真および商業写真業                                |                                               |
| (22) 写真用品の輸入ならびに販売業                              |                                               |
| (23) 広告デザイン業                                     |                                               |
| (24) 広告、宣伝、印刷およびその企画、製作業務ならびにそれらの指導              |                                               |
| (25) 印刷物加工業                                      |                                               |
| (26) 写真スタジオ機器製造・販売業                              |                                               |
| (27) 商業写真業のフランチャイズチエーン店の加盟募集および加盟店の指導業務          |                                               |
| (28) 切手・印紙類の販売                                   |                                               |
| (29) 穀類（米・麦等）、雑穀（ゴマ・大豆・コーヒー豆等）、穀物を原料とする加工食品の製造販売 | 7 穀類（米・麦等）、雑穀（ゴマ・大豆・コーヒー豆等）、穀物を原料とする加工食品の製造販売 |
| (30) 農林畜産水産物の卸売及び小売業                             | 8 農林畜産水産物の卸売及び小売業                             |
| (31) 調味料（ドレッシング類）の製造販売                           | 9 調味料（ドレッシング類）の製造販売                           |
| (32) コンピュータシステムによる映像および画像の企画、制作ならびに販売            | ( (32) ～ (47) は削除)                            |
| (33) 印刷物の企画、デザイン、編集、制作ならびに販売                     |                                               |
| (34) 出版業、印刷業および広告宣伝代理業                           |                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(35) <u>グラフィックデザイン、コンピュータグラフィックの企画、立案、制作ならびに販売</u></p> <p>(36) <u>イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザインおよびクラフトデザインの企画、制作ならびに販売</u></p> <p>(37) <u>写真、ビデオ等の映像の企画および撮影ならびに編集</u></p> <p>(38) <u>各種の写真撮影・製版、印刷、製本加工</u></p> <p>(39) <u>各種出版物の企画制作ならびに販売</u></p> <p>(40) <u>執筆業</u></p> <p>(41) <u>書籍の企画、編集、出版、販売</u></p> <p>(42) <u>各種店舗、建築物および室内空間のデザイン企画、制作ならびにコンサルタント業務</u></p> <p>(43) <u>健康食品、サプリメント等の健康及び美容に関する食品の販売、輸出入並びにそれらの仲介</u></p> <p>(44) <u>医薬品、医薬部外品、化粧品等の販売、輸出入並びにそれらの仲介</u></p> <p>(45) <u>衛生用品、美容機器、健康機器等の健康及び美容に関する物品の販売、輸出入並びにそれらの仲介</u></p> <p>(46) <u>健康及び美容関連商品の企画、製造、卸及び販売</u></p> <p>(47) <u>輸出入に関するコンサルティング</u></p> <p>(48) <u>インターネットを利用した通信販売業</u></p> <p>(49) <u>ネイル及びアロマセラピーに関する商品の販売</u></p> <p>(50) <u>美容健康食品、美容健康機器及び衛生用品の販売、販売代行並びにそれらに関するコンサルティング</u></p> <p>(51) <u>ファスティング及び食育に関するプロデュース</u></p> | <p>10 酒類販売</p> <p>11 インターネットを利用した通信販売業</p> <p>12 不動産の売買・賃貸・斡旋・仲介及び管理運営</p> <p>13 店舗リース・店舗企画・店舗設計並びに店舗施工</p> <p>( (49) ~ (55) は削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(52) 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>(53) 旅行業法に基づく旅行業者代理業</p> <p>(54) フィットネスクラブの経営</p> <p>(55) 農業</p> <p>(56) 国及び地方自治体から委託された公共施設の管理運営受託業務</p> <p>(57) 公衆浴場の経営</p> <p>(58) イベントの企画及び実施業務</p> <p>(59) 前払式証票の発行業務</p> <p>(60) 食品衛生管理に関するコンサルティング事業</p> <p>(61) 飲食業、食品製造加工業及び特別養護老人ホーム・病院を含む療養施設等の食品取扱事業者に対する衛生管理システム及びソフトウェアの販売</p> <p>(62) 衛生管理に関するシステム、機器、装置及びソフトウェアの販売</p> <p>(63) キャンプ場、釣場、スポーツ施設、遊園地の経営及び企画、コンサルタント業務</p> <p>(64) キャンプ用品、登山用品、カヌー用品、釣具、スポーツ用品、家具、家庭用調理器具、燃焼器具、照明器具、光学機器、鞄等の企画、製造、販売、輸出入及びレンタル業</p> <p>(65) 旅館業及び住宅宿泊事業、リゾート施設等の経営及び企画、コンサルタント</p> <p>(66) 旅行業及び旅行業者代理店業並びに旅行券、乗車券、宿泊施設、運輸機関の手配、斡旋、販売</p> <p>(67) 前各号に附帯する一切の業務</p> | <p>14 国及び地方自治体から委託された公共施設の管理運営受託業務</p> <p>15 公衆浴場の経営</p> <p>( (58) ~ (66) は削除)</p> |
| <p>第3条 (本店の所在地)<br/>当会社は、本店を福岡県田川郡香春町に置く。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>16 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (本店所在地)<br/>当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p>                  |

| 現 行 定 款                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第20条 (任期)<br>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>(新設) | 第20条 (任期)<br>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>2 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。                         |
| (新設)                                                                       | 第22条 (業務執行)<br>取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長及び専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。<br>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。 |
| (新設)<br>(新設)<br>(新設)                                                       | (附則)<br>1. 第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更は、2026年1月1日に効力を生ずるものとする。<br>2. 本附則前項の効力発生をもってこれを削除する。                                                                       |

※上記の他、定款変更に際して表記の整理（「および」を「及び」、「または」を「又は」、「ならびに」を「並びに」に統一）を行っていますが、内容の変更を伴うものではありません。

また、第22条の新設に伴い、後続の条文番号は繰り下げるものとします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

福岡県北九州市小倉北区堺町1丁目6-13

パークサイドビル 9階 大会議室

TEL 093 (551) 3878

アクセス JR 小倉駅より「徒歩10分」

都市モノレール線平和通駅より「徒歩3分」

